

令和9年度甲府市障害児（者）施設整備事業募集要領

1 事業概要

甲府市が国庫補助制度（社会福祉施設等施設整備費国庫補助金及び次世代育成支援対策施設整備交付金）を活用して、社会福祉法人等が実施する障害児（者）施設の整備に要する経費の一部を予算の範囲内で助成する事業です。

※令和5年4月のこども家庭庁創設に伴い、児童福祉法に基づく児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所等の施設整備については、従来の「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金」から「次世代育成支援対策施設整備交付金」の補助対象に変更となりました。

2 事業の審査

- (1) 障害福祉の趣旨を十分に理解し健全で安定した施設運営が可能であること。
既存の法人が行う場合については、現在の施設の運営が良好であること。
また、新設法人が行う場合については、理事や施設長就任予定者が社会福祉事業の経験者や社会福祉に理解等を持つ者であること。
- (2) 資金計画（初期及び運営費用）が、無理のないものであること。
- (3) 施設を設置する土地については、原則として自己所有地としての確保が確実であること。
- (4) 面積、形状、進入路、給排水方法、各種開発関係法令（都市計画法、農地法等の制限区域内の場合は事前に所管部局と十分に協議しておくこと）の観点から施設整備に問題がないこと。
- (5) 施設建築計画が、建築基準法、消防法及び指定障害福祉サービス事業等の設備基準等に適合していること。
- (6) 過去3年以内に正当な理由がなく採択辞退をしたことのある事業者については減点の対象とします。
- (7) 地元住民への説明会等により地域の理解を得られること。

3 事業の選定

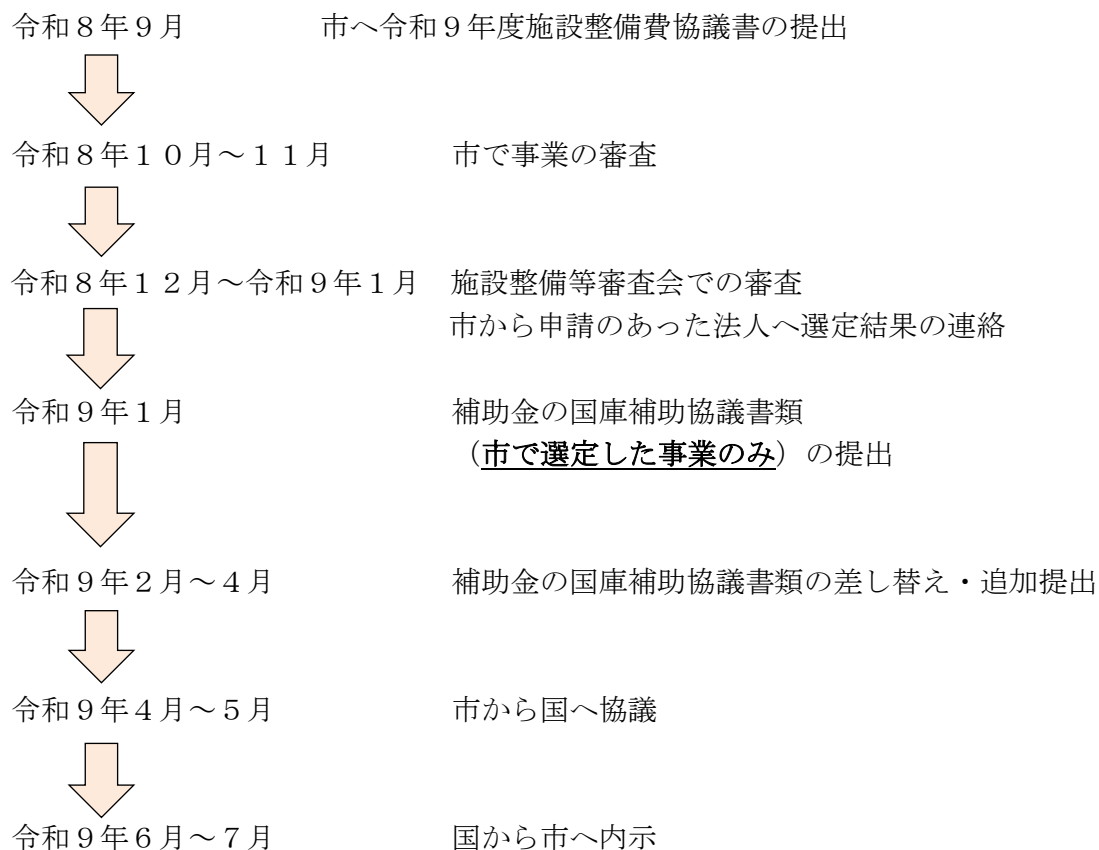
- (1) 提出された書類及びヒアリング等に基づき、事業の審査を行い、「甲府市障がい者福祉計画」※の方向性を考慮して選定を行います。
※「甲府市障がい者福祉計画 令和6年度～令和8年度」P81～143参照
- (2) 本市として重点的に整備を進めていく項目については、別紙「令和9年度整備分」社会福祉施設等施設整備費国庫補助金における主な評価ポイントを参照してください。
- (3) 次年度に国庫補助協議を行い、国庫補助金交付対象として採択された事業を当該補助金の交付対象とします。

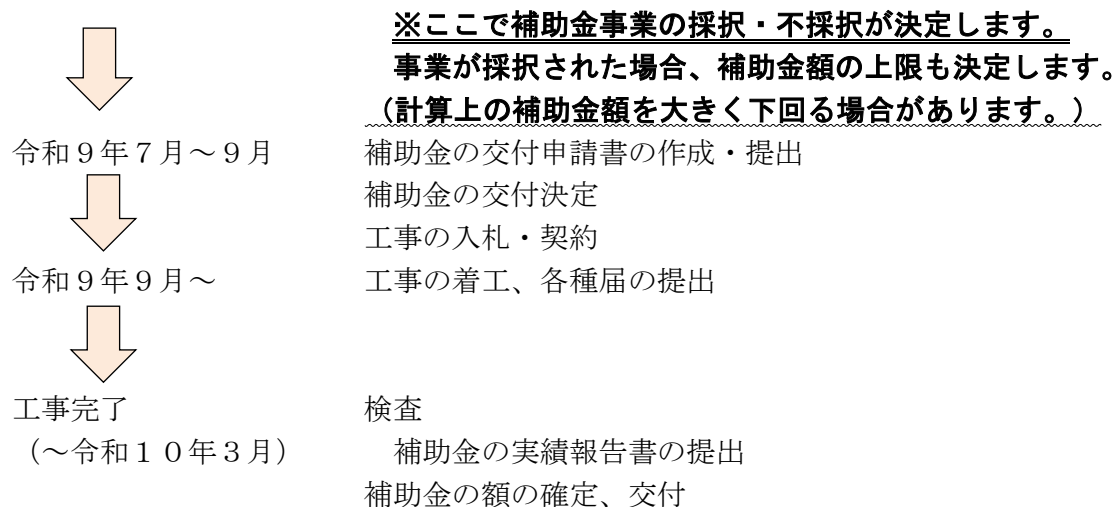
4 留意事項

- (1) 既に整備に着手している事業は対象外です。

- (2) 対象事業は、整備計画が単年度（工期がおおよそ令和9年9月～令和10年3月中旬までの間）のものです。令和10年3月中に法人での完成検査、建築基準法や消防法上の検査、市の完成検査が終わる必要があります。
- (3) ヒアリングには、必ず法人担当者が出席してください。
- (4) 創設及び改築の整備区分に該当する申請件数は、1法人につき1施設を上限とします。その他の整備区分については、補助金を希望する各施設又は事業所ごとに取りまとめて提出してください。
- (5) 補助事業により整備した施設は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づき、処分制限等がかかります。
- (6) 設計費用など書類等作成にかかる費用は、すべて申請者負担となります。
- (7) 提出された書類は、返却しません。
- (8) 虚偽の記載をした書類を提出した場合、必要事項の記載がない場合、また大幅な不備がある場合は、受付できません。
- (9) 選定された事業計画については、ホームページで公表します。
- (10) 協議書の「整備を必要とする理由」の記入にあたっては、その改修の内容と、その行おうとする事業の運営にとって、その改修等の必要性を具体的に記入してください。
- (11) 施設整備等審査会の承認を得た事業は、すべて国庫補助協議の対象となります。
- (12) 申請期限直前の書き方等のご相談はご遠慮ください。

5 スケジュールの概要（予定）





6 整備区分及び整備内容

(1) 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。建て替え、新棟建設含む。
増築	既存施設の現在定員の増員を図る整備をすること。
改築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。
大規模修繕等 (防犯対策を含む)	平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」及び平成28年11月18日社援発1118第3号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」参照。
スプリンクラー設備等整備	平成17年10月5日社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」参照。
老朽民間社会福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について平成17年10月5日社援発第1005005号厚生労働省社会・援護局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」参照。
避難スペース整備	平成25年2月26日障発0226第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「社会福祉施設等施設整備費における在宅障害者向け避難スペース整備の取扱いについて」参照。

(2) 次世代育成支援対策施設整備交付金

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。建て替え、新棟建設含む。
大規模修繕等	こども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」参照。
増築	既存施設の現在定員の増員を図る整備をすること。
増改築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備と既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。
改築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。
拡張	既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延面積の増加を図る整備をすること。
スプリンクラー設備等整備	こども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」参照。
防犯対策強化に係る整備	こども家庭庁成育局長通知「児童福祉施設等における防犯対策強化に係る整備について」参照。
避難スペース整備	こども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における在宅障害児向け避難スペース整備の取扱いについて」参照。

7 対象事業と整備区分

(1) 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金

整備区分 補助対象 となる事業種別		創設	増築	改築	大規模 修繕等 (防犯)	スプリン クラー設 備等整備	老朽民 間社会 福祉施 設整備	避難ス ペース 整備
障害福祉サ ービス事 業所	療養介護	○	○	○	○	○	○	○
	生活介護	○	○	○	○	○	○	○
	自立訓練	○	○	○	○	○	○	○
	就労移行支援	○	○	○	○	○	○	○
	就労継続支援	○	○	○	○	○	○	○
障害者支援施設		○	○	○	○	○	○	○
居宅介 護事業 所	居宅介護事業所	○	○	○	○	—	—	○
	重度訪問介護事業所	○	○	○	○	—	—	○
	同行援護事業所	○	○	○	○	—	—	○
	行動援護事業所	○	○	○	○	—	—	○
短期入所事業所		○	○	○	○	—	—	○
就労選択支援事業所		○	○	○	○	—	—	○
就労定着支援事業所		○	○	○	○	—	—	○
自立生活援助事業所		○	○	○	○	—	—	○
共同生活援助事業所		○	○	○	○	—	—	○
相談支援事業所		○	○	○	○	—	—	○
福祉ホーム		—	—	—	○	○	—	—

※○部分のメニューのみの募集

※スプリンクラー設備等整備は、消防法上設置義務が生じる施設に限る。

※老朽民間社会福祉施設整備及び老朽民間児童福祉施設整備は、社会福祉法人が設置する施設に限る。

(2) 次世代育成支援対策施設整備交付金

整備区分 補助対象 となる事業種別	創設	大規模修繕等	増築	増改築	改築	拡張	スプリンクラー設備等整備	防犯対策強化に係る整備	避難スペース整備
児童発達支援事業所	○	○	○	○	○	○	○	○	○
放課後等デイサービス事業所	○	○	○	○	○	○	○	○	○
居宅訪問型児童発達支援事業所	○	○	○	○	○	○	—	○	○
保育所等訪問支援事業所	○	○	○	○	○	○	—	○	○
障害児相談支援事業所	○	○	○	○	○	○	—	○	○

※○部分のメニューのみの募集

※スプリンクラー設備等整備は、消防法上設置義務が生じる施設に限る。

8 補助対象経費

補助対象経費は、次の①と②の合計額になります。

- ① 施設の整備にかかる工事費（総事業費ではなく、補助対象外経費を除いた額）
- ② 工事事務費（設計・監理料等）…①の2.6%の金額が上限額

※工事事務費とは、工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等。

9 補助対象外経費

次の経費は補助対象外となり、法人等の自己負担となります。

- ① 外構工事（建物以外の土地に固着している門、塀、舗装、造園植栽、外灯等）
- ② 土地の買収又は整地に要する費用
- ③ 既存建物の買収に要する費用
- ④ 職員の宿舎に要する費用
- ⑤ 備品関係（机、椅子、パソコン、電話等）
- ⑥ 施設の設計に影響を及ぼさない設備、施設に固着していない設備
- ⑦ 不動産登記関係手数料
- ⑧ 各種申請手続費（電力会社、水道局、消防署等）
- ⑨ その他施設整備費として適当と認められない費用等（租税公課、借地料等）

10 補助金上限額の計算方法

- (1) 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金（創設、増築、改築、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備）

A：補助対象経費×3/4（1,000円未満切り捨て）

B：国庫補助基準単価（補助基準額）

C：AとBを比較して少ない方の額・・・国と市の補助金合計額

D：C×2/3（1,000円未満切り捨て）・・・国の補助金額

E：CからDを引いた残りの額・・・市の補助金額

- (2) 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金（(1)に掲げる施設整備以外の施設整備）

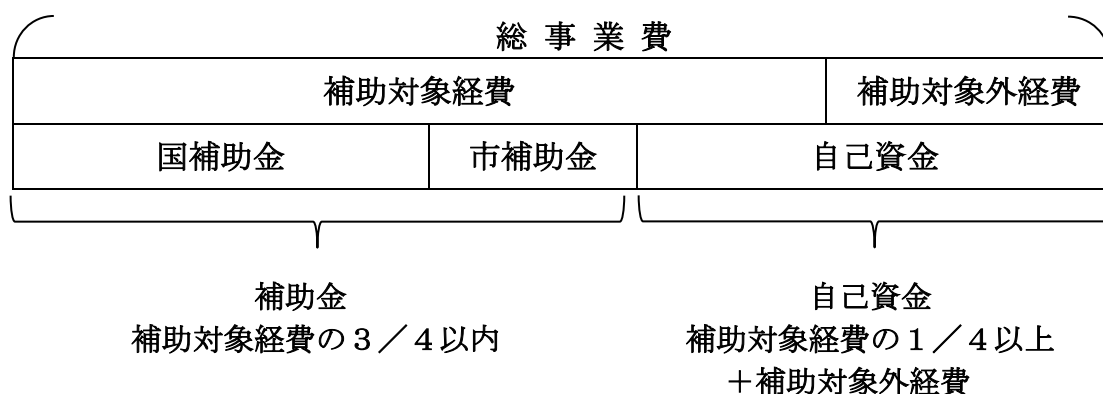
A：補助対象経費

B：厚生労働大臣が必要と認めた額

C：AとBを比較して少ない方の額×3/4（1,000円未満切り捨て）
・・・国と市の補助金合計額

D：C×2/3（1,000円未満切り捨て）・・・国の補助金額

E：CからDを引いた残りの額・・・市の補助金額



(3) 次世代育成支援対策施設整備交付金

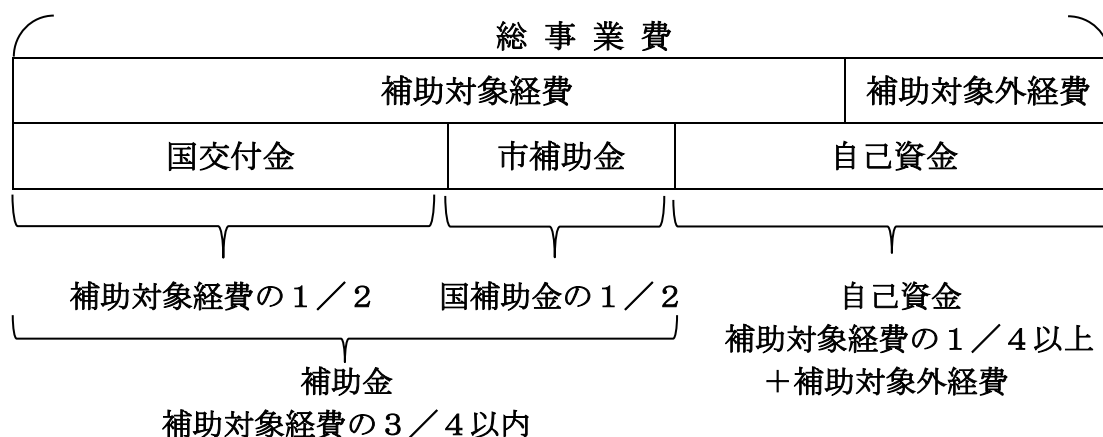
A : 補助対象経費 $\times \frac{1}{2}$ (1, 000円未満切り捨て)

B : 交付基礎点数 $\times$ 1, 000円 (交付基礎額)

C : AとBを比較して少ない方の額・・・国の交付金額

D : $C \times \frac{1}{2}$ (1, 000円未満切り捨て)・・・市の補助金額

E : $C + D$ ・・・国と市の補助金額合計



※上記補助金額は、上限額です。予算の範囲内で助成する事業のため、補助金額の大幅な減額や事業の不採択が生じる場合があります。

※寄附金その他の収入額がある場合、補助金額が減額となる場合があります。

※詳細については、国の社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱及び次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱、関係通知を参照してください。

11 注意事項

令和9年度補助金事業協議書の提出後、以下の変更は認められません。

- ・見積額の変更
- ・構造変更（例：二階建から平屋への変更、鉄骨造から木造への変更、重量鉄骨造から軽量鉄骨造への変更）

- ・ 建物の機能が低下する変更
- ・ 建物の規模を縮小する変更 等

※いずれの場合も、経費を理由とした変更は認められません。

なお、見積書は甲府市内の単価を十分考慮して作成願います。